

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 8 月 31 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500232号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500046号

第1 結論

昭和51年11月から昭和53年4月までの請求期間及び昭和53年5月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年11月から昭和53年4月まで
② 昭和53年5月から昭和54年3月まで

結婚をした昭和51年11月頃に、妻と二人で国民年金の加入手続をA市の役所の窓口で行い、年金手帳を交付された。私たち夫婦は請求期間①はA市に、請求期間②はB市に住み、納付場所は覚えていないが、毎月妻が私と妻の二人分の国民年金保険料1か月分(5,000円くらい)を納付した。調査をして国民年金の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は結婚をした昭和51年11月頃に請求者の妻と二人で国民年金の加入手続をA市の役所の窓口で行い、年金手帳を交付された。A市及びB市在住時、請求者の妻は二人分の国民年金保険料について、毎月1か月分を納付したと主張している。

しかしながら、請求者の妻は二人分の国民年金保険料について、毎月1か月分を納付したとしているが、A市及びB市は、請求期間当時の保険料納付月数単位について「年度ごとに一期三か月分を四期に分けて納付。」と回答しており、陳述内容と相違している。

また、年金手帳記号番号払出簿によると、請求者及び請求者の妻に係る国民年金記号番号は、昭和53年3月頃に払い出されたと推認できる上、請求期間①のうち昭和51年11月から昭和52年12月までは国民年金保険料を遡って納付できるものの、請求者の妻は過去の保険料を遡って納付したことはないと陳述している。

さらに、請求者が請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間①及び②について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1500233 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 1500047 号

第 1 結論

昭和 51 年 11 月から昭和 53 年 4 月までの請求期間及び昭和 53 年 5 月から昭和 54 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 51 年 11 月から昭和 53 年 4 月まで
② 昭和 53 年 5 月から昭和 54 年 3 月まで

結婚をした昭和 51 年 11 月頃に、夫と二人で国民年金の加入手続を A 市の役所の窓口で行い、年金手帳を交付された。私たち夫婦は請求期間①は A 市に、請求期間②は B 市に住み、納付場所は覚えていないが、毎月私が自分と夫の二人分の国民年金保険料 1 か月分 (5,000 円くらい) を納付した。調査をして国民年金の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は結婚をした昭和 51 年 11 月頃に請求者の夫と二人で国民年金の加入手続を A 市の役所の窓口で行い、年金手帳を交付された。A 市及び B 市在住時、請求者は二人分の国民年金保険料について、毎月 1 か月分を納付したと主張している。

しかしながら、請求者は二人分の国民年金保険料について、毎月 1 か月分を納付したとしているが、A 市及び B 市は、請求期間当時の保険料納付月数単位について「年度ごとに一期三か月分を四期に分けて納付。」と回答しており、陳述内容と相違している。

また、年金手帳記号番号払出簿によると、請求者及び請求者の夫に係る国民年金記号番号は、昭和 53 年 3 月頃に払い出されたと推認できる上、請求期間①のうち昭和 51 年 11 月から昭和 52 年 12 月までは国民年金保険料を遡って納付できるものの、請求者は過去の保険料を遡って納付したことはないと陳述している。

さらに、請求者が請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間①及び②について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500320号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500096号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和31年2月20日から昭和32年2月26日まで

B社を辞めて、一日の空白もなく、昭和31年2月20日からA社に勤務したが、同社での厚生年金保険の資格取得日が昭和32年2月26日となっている。しかし、請求期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、請求者の人事記録、厚生年金保険の適用関係書類、賃金台帳等の資料は保管しておらず、同社における請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について不明としている。

また、請求期間当時の同僚6名に照会し3名から回答を得られたが、当該3名の同僚のうち、1名の同僚は、請求者を覚えていたものの請求者の入社時期は不明としており、2名の同僚は、請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間における勤務実態を確認することができない。

なお、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和32年2月26日となっており、請求期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している者は22名確認できるが、その中に請求者の氏名は見当たらず、連番で記載されている健康保険証の番号に欠落はない。

さらに、請求者は、給与明細書等の資料は所持しておらず、このほか、請求期間に係る請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。